

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(教育委員会事務局分)(令和7年5月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	学校ICT化推進室	外線 270-8112	指導校務兼用端末移設業務	西日本電信電話株式会社 関西支店	4,604,875	R7.5.23	本業務の目的は教職員の異動に伴う学校毎の教職員数の増減に合わせて発生する教職員が使用する指導校務兼用端末(以下、「端末」という。)の移設・再設定業務(以下、「移設等業務」という。)を遺漏なく適切に完了することである。当該業務は、令和4年度堺市教育情報ネットワーク再構築に係る機器等賃貸借(リース)において実施しているが、令和6年度までに当該契約に定める回数の移設等業務を行ったため、令和7年度に発生する移設等業務を新たに発注する。本業務の目的を達成しつつ業務を履行するには、導入した端末の運用実態を把握し、端末の権限設定、セキュリティ設計、授業支援ソフトの動作設定など、端末の設置・設定に係る詳細な固有情報が必要不可欠であるため、当該端末を設置・設定した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。仮に、詳細な知識等を有しないものが本業務を履行すると、端末に係る重大な設定漏れが起こり得るほか、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的に端末の稼働ができず、学校における校務および指導等学習活動に多大な影響が生じる恐れがある。端末は、本市が令和4年度教育情報ネットワーク再構築業務において賃借している物件であり、西日本電信電話株式会社は当該業務において端末の設置・設定及び移設等業務を担当しており、端末の機能を損なうことなく適正に業務を遂行できる唯一の業者である。以上のことより、本業務を適正に履行できるものは、当該端末を設置・設定した西日本電信電話株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。	1者随契	
2	学校保健体育課	340-0316	児童生徒心臓検診業務	一般社団法人堺市医師会	—	R7.4.1	本業務は、学校保健安全法に基づき実施している児童生徒の心臓検診に係る医療業務であり、大量のデータを短時間に判断する多数の専門医が必要になるなど、高い専門性と安定した質の高い検診保証が不可欠であるとともに、学校保健への深い理解が求められる。当該団体は学校保健や地域医療に貢献することを目的とした団体であり、本業務を円滑に遂行できる体制を有している市内唯一の団体であるため。	1者随契	単価契約808円/1件 4月契約分追加公表
3	学校保健体育課	340-0316	児童生徒腎臓検診業務	一般社団法人堺市医師会	—	R7.4.1	本業務は、学校保健安全法に基づき実施している児童生徒の腎臓検診に係る医療業務であり、大量のデータを短時間に判断する多数の専門医が必要になるなど、高い専門性と安定した質の高い検診保証が不可欠であるとともに、学校保健への深い理解が求められる。当該団体は学校保健や地域医療に貢献することを目的とした団体であり、本業務を円滑に遂行できる体制を有している市内唯一の団体であるため。	1者随契	単価契約42円/1件 4月契約分追加公表